

サービス付き高齢者向け住宅設置者様

熊本県健康福祉部長寿社会局  
高齢者支援課長

有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者住宅を含む。）の経営状況の関係書類及び重要事項説明書等の提出について（依頼）

このことについて、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。以下同じ。）設置者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第11項の規定により、当該有料老人ホームに係る情報を所在地の都道府県知事に報告することとされており、また、報告を受けた都道府県知事は、同法同条第12項の規定により、当該情報を公表することとされています。

つきましては、有料老人ホーム情報の公表を行うため、下記により関係書類の提出をお願いします。

なお、下記1の（1）及び（2）の書類は、県庁情報プラザ及び各地域振興局等において、一般の閲覧に供する予定ですが、提出いただく厚生労働省作成の重要事項説明書の様式には、法令により公表が義務づけられていない項目も含まれています。

この点について、予め御了承いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 提出書類

##### （1）最新の重要事項説明書（3部）

※ 重要事項説明書の様式が更新されておりますので、全ての事業所において、必ず県ホームページから最新版の様式をダウンロードにうえ、当該様式で作成及び提出いただきますようお願いいたします。

※ 必要事項は全て御記入ください（様式の右側に「未記入」と表示される項目が無いようにしていただきますようお願いいたします。）。

##### （2）情報開示等一覧表（3部）

##### （3）直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

※ 他業を営んでいる場合には他業に係る（3）の関係書類を、親会社がある場合には当該親会社の業務に係る（3）の関係書類を併せて御提出ください。

※ 設立から1年未満の法人であり、第1期決算が完了していない場合については、提出していただく必要はありません。

##### （4）令和4年度（2022年度）熊本県高齢者向け住まい実態等調査に係るアンケート調査票

#### 2 様式等掲載先（県ホームページ）

『令和4年度有料老人ホームの経営状況等の関係書類及び重要事項説明書等の提出に係る様式等について』

【URL】<<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/110461.html>>

※ 上記URLをクリックしていただくか、県ホームページの「ページ番号で探す」の項目に「110461」と入力・検索いただくと表示されます。

3 提出方法  
末尾提出先あて郵送

4 提出期限 令和4年（2022年）11月18日（金）（期限厳守）

**【提出先】**

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県高齢者支援課 施設介護班

**【お問合せ先】**

熊本県健康福祉部長寿社会局

高齢者支援課施設介護班 担当：中田

TEL 096-333-2217 FAX 096-384-5052